

証券コード 4558

2022年6月10日

株 主 各 位

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

株式会社中京医薬品

代表取締役社長 米 津 秀 二

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、「書面（郵送）」による議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月27日（月曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時30分
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県半田市星崎町三丁目39番地の10
知多信用金庫本店営業部 3階 ほしざきホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
本年も、感染拡大防止のため、昨年同様に座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場を見合わせていただく場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
3. 目的事項
報告事項 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.chukyoiyakuhin.biz>)に掲載させていただきます。

〈株主さまへのお願い〉

- ・会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液をご用意いたします。
(ご来場の株主さまは、マスク持参・着用をお願い申し上げます。)
- ・会場入口付近で、検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます。)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためお土産の配布はございません。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.chukyoiyakuhin.biz>)より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国経済は、雇用調整や所得環境の改善を背景に、景気は穏やかな回復基調が続いているものの、東欧における軍事侵攻や中東地域の地政学リスク、米中の確執など、世界経済の不確実性の高まりに加え、いまだ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社は企業理念として掲げる「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的に拡充するトータルライフ・ケアを推進してまいりました。また、当社ならではの「ふれあい業」による人と人との絆によるヒューマンネットワークを広げ、お客さまや市場に継続的に評価をいただくことに努め、収益力と企業体質の強化を図ってまいりました。

当事業年度の当社は、新型コロナウイルス感染症拡大による社会の大きな変化に対応し続け、「お客さまを感染から守る」という強い使命感を持って、当社ならではの取り組みをいたしました。また、新型コロナウイルス禍に対し、当社は厳重な対策と管理統制を実施した上で事業活動を継続し、事業稼働率の維持に努めました。

小売部門におきましては、つくば営業所、佐賀営業所を新規オープンしました。新たに顧客営業権を購入し、新規顧客が約2万軒増加いたしました。これらの営業所は今後大きく業績に貢献していくものと期待しています。また、既存営業所の新規顧客の増加を促進するために専任の開発営業担当を増員し、救急箱、アルコールディスペンサー、ドリンクなど、様々な形態で顧客開拓、顧客基盤づくりに努めました。さらに「有機野菜酵素」や「新型コロナウイルス検査キット」、「空気清浄機」など多くのお客さまから好評を博しました。

卸売部門におきましては、感染症対策商品としてマスクのPB化を進め、「KF94高機能マスク」を市場へ投入しました。飲料においては、他企業の

OEM（プライベートブランド）にも取り組み販売につながりました。また海外向けに新たな市場を開拓しました。

売水事業部門におきましては、愛知県の東部に豊川ウォーターショップを開設しました。消毒用アルコールに加え官公庁を中心に、新たに新型コロナウイルス検査キットを販売しました。その結果、新たな商材が新たな顧客の獲得に繋がりました。製造部門では、OEM委託による他社の企業ブランド商品の製造も始めました。

IT関連におきましては、システム投資により業務効率や勤務形態の改善を図ると共に、営業サポートや教育、コミュニケーションツール等を強化し生産性向上に努めました。さらに、現状の環境下の中でリモートワークやWeb会議などの環境整備や運用、サイバーセキュリティ対策の強化についても取り組みました。

資本政策におきましては、自己株式による第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行ならびに第2回新株予約権の発行による資金調達を行い、今後の設備投資や成長戦略投資の使途として準備いたしました。また自己資本を充実させ企業成長投資を行ってまいります。

ESG・SDGsにおきましては、その一環として「健康経営」にも取り組み、評価としては2022年3月9日に3年連続「健康経営優良法人2022（大規模法人）」の認定をいただきました。さらに、スポーツ庁が認定する「スポーツエールカンパニー2022」にも2年連続認定され、同庁主催の「Sport in Lifeコンソーシアム」にも加盟しています。なお、健康経営の目的や体制、取り組みの詳細につきましては、当社ホームページ

(<https://www.chukyoiyakuhin.biz>)の「会社情報」の「健康経営の取り組み」をご参照ください。また、国際社会貢献活動（きずなASSIST）を1994年から継続して取り組んでおり、アジア保健研修所（AHI）や日本国際飢餓対策機構を始め各財団法人や非営利活動法人と共に社会貢献活動を行っております。地域社会においても、小・中学校へ高機能マスクの寄贈や各自治体との間で大規模災害にはアクアマジックミネラルウォーターの供給を行う協定を結んでおります。

ガバナンスにおきましては、2022年4月より東京証券取引所の新市場区分の再編（当社は「スタンダード市場」に移行）に伴い、コーポレートガバナンス・コードへの対応も見据えたガバナンス強化を図りました。社外取締役の複数選任や多様性（女性、国際性）への対応、指名・報酬諮問委員会の設置、役員を選任基準や社外役員の独立性基準、スキルマトリックスなどを定め開示しました。

一方、新型コロナウイルス禍における社会環境の変化は、特に除菌消臭関連商品や新型コロナウイルス検査キットの市場において、予期せぬ品不足やもの余りを引き起こしました。需給のアンバランスやリバウンドへの対応が不十分であったと改めて認識しております。

その結果、当事業年度における売上高は5,356百万円（前期比8.1%減）、営業利益は64百万円（前期比71.5%減）、経常利益は84百万円（前期比64.7%減）、当期純利益は33百万円（前期比64.9%減）となりました。

イ. 当事業年度における売上高の内訳

		主 要 品 目	売上高(千円)	構成比(%)
配 置 品 等	常 備 配 置 薬	風邪薬、胃腸薬等	503,505	9.4
	保 健 品	健康食品等	1,781,541	33.2
	ド リ ン ク	医薬品系飲料水、清涼飲料水等	696,991	13.0
	小 計		2,982,038	55.6
医 療 品	遠赤外線寝具、保温肌着、医療用具等	177,542	3.3	
日 用 雑 貨	除菌消臭剤、化粧品、入浴剤、ギフト等	290,362	5.4	
生 活 流 通 ・ そ の 他	ペットボトル飲料水等	1,236,253	23.1	
計			4,686,197	87.4
売 水 事 業	ミネラルウォーター	667,149	12.5	
そ の 他	生損保代理店手数料他	2,910	0.1	
合 計			5,356,255	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

ロ. 部門別売上高

部 門 名		第 43 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第 44 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	前 期 対 比	
				金 額	増 減 率
		千円	千円	千円	%
小 売 部 門		4,115,461	3,963,360	△152,100	△3.7
卸 売	F C 部 門	92,514	85,059	△7,454	△8.1
	一 般 流 通 部 門	894,284	637,773	△256,511	△28.7
計		986,799	722,833	△263,965	△26.7
売 水 事 業 部 門		720,905	667,149	△53,755	△7.5
そ の 他		3,860	2,910	△949	△24.6
合 計		5,827,026	5,356,255	△470,771	△8.1

(注) その他には、売上高の内訳の中で受取手数料等があります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は63百万円で、主なものは、のれんの増加38百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、前事業年度中に、第2回新株予約権を発行し、当事業年度中に148百万円の資金調達をおこないました。なお、調達資金の使途、資金の支出の時期につきましては、当初の予定を変更しております。詳細につきましては、当社ホームページ

(<https://www.chukyoiyakuhin.biz>)に掲載されている2022年3月11日付け当社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権に係る使途の変更と支出予定時期の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

当社の財産および損益の状況

	第 41 期 (2019年3月期)	第 42 期 (2020年3月期)	第 43 期 (2021年3月期)	第 44 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	5,255,629	5,166,248	5,827,026	5,356,255
経 常 利 益(千円)	26,272	86,580	238,004	84,015
当 期 純 利 益(千円)	28,517	10,048	94,568	33,218
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	3.41	1.19	10.51	3.16
総 資 産(千円)	4,564,912	4,424,744	5,172,576	5,339,285
純 資 産(千円)	1,822,516	1,796,218	2,446,866	2,618,587

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境においては健康関連商品から化粧品、家庭用品市場までドラッグストア等の実店舗はもとより、各種通信販売企業も相まって市場の競争が激化しています。お客さまにおいても健康意識の高揚と情報の高度化により企業と商品の選別が厳しさを増してきています。また、少子高齢化に伴う労働人口の減少、高年齢者継続雇用、コーポレートガバナンスの強化、健康経営・ESG(環境・社会・企業統治)・SDGsへの取り組み、DX(デジタルトランスフォーメーション)など社会・環境の変化への適応が求められています。さらに、東欧における軍事侵攻や米中の確執などによる世界経済の不確実性の継続に加え、終息が今なお見通せない新型コロナウイルス感染症による経済と消費活動の先行き不透明な状況への対応も求められます。新型コロナウイルス感染症に対しては、当社は引き続き厳重な対策と管理統制を実施した上で事業活動を行い、平常時と同水準の事業稼働率の維持に努めてまいります。このような環境の中で当社は次のとおり取り組んでまいります。

家庭医薬品等販売事業小売部門(ヘルス・ケア事業)は当社の中核事業であり、営業人員の積極的な採用はもとより、更なる新規出店や新規顧客開拓に注力いたします。全てのお客さまにご利用いただける新商品やサービスを投入し、当社ならではのふれあい業の強みを活かし、次の世代に引き継ぐ信頼関係の構築強化に取り組めます。そのためには、新たにストックビジネス事業への取り組みや、業務効率や勤務形態の更なる改善、ITを活用した営業サポートや教育の充実、一人当たりの生産性を高めてまいります。

家庭医薬品等販売事業卸売部門(ライフ・ケア事業)におきましては、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響による感染症予防の意識の定着が見込まれる中、引き続き除菌アルコールやマスク等の除菌消臭関連商品の販売強化をしております。また、他企業との事業提携やOEM受注、海外に向けて販売の強化を進めます。さらに、アフターコロナ・ウィズコロナを見据えた新商品開発による販路拡大を図っております。

売水事業部門(アクアマジック事業)におきましては、新規顧客の開拓ならびにWebやアプリの利用やキャッシュレスの促進をしております。ボトル水については自然災害などの防災対策としてのローリングストック(循環備蓄)の推進や猛暑、酷暑が続くなかでの熱中症対策としても需要の喚起を促します。また、引き続き代理店や取次店の開拓ならびに他企業との事業提携やOEM製造受託の拡充も図ります。製造部門は商品の安定供給、安全品質の確保をもとに工場の稼働率向上に努めコスト削減を図ります。新型コロナウイルス関連商品の製造・販売も引き続き取り組んでまいります。

企業経営におきましては何よりも人財が核心であり、「健康経営」を始めあらゆる場面が育成の機会となります。当社ならではのSDGsに取り組み、社内プロジェクトによる部署間の制度改革や成長戦略の推進を図り、社会・環境の変化に適応し期待に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、救急箱（常備配置薬、保健品の一部、ドリンクの一部）を各家庭に配置して、使用分を販売する配置販売を行い、関連商品（保健品の一部、ドリンクの一部、医療品、日用雑貨およびギフトその他）は主として営業員が配置顧客に販売しております。また、加盟店を中心とする同業他社や一般流通市場に対し、当社の取扱商品を卸売販売しております。さらにアクアマジックブランドにおいて「RO（逆浸透）膜方式」による水の製造プラントを自社所有し売水事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等の状況 (2022年3月31日現在)

本 社 愛知県半田市

営業所(59)

【北海道】	北海道	(2)	旭川、札幌東
【関東】	茨城県	(1)	つくば
	神奈川県	(1)	川崎
【中部】	新潟県	(2)	上越、長岡
	長野県	(5)	長野、松本、飯田、伊那、上田
	静岡県	(3)	浜松、静岡、掛川
	岐阜県	(6)	高山、可児、中津川、岐阜東、大垣、土岐
	愛知県	(11)	半田、名古屋、岡崎、豊川、岩倉、知立、津島、豊田、名古屋東、豊橋、西尾
【近畿】	三重県	(7)	松阪、四日市、津、鈴鹿、桑名、伊賀上野、志摩
	滋賀県	(2)	守山、彦根
【中国】	広島県	(3)	東広島、尾道、広島
【四国】	香川県	(1)	坂出
	愛媛県	(1)	新居浜
【九州】	大分県	(1)	大分
	福岡県	(4)	福岡東、小倉、宗像、久留米
	佐賀県	(1)	佐賀
	宮崎県	(5)	都城、宮崎、串間、高鍋、延岡
	熊本県	(2)	人吉、熊本
	鹿児島県	(1)	始良

アクアマジックウォーターショップ(6)

【中部】	愛知県	(4)	名東、半田、名西、豊川
【近畿】	三重県	(2)	松阪、鈴鹿

アクアマジックウォータープラント(2)

【中部】	愛知県	(1)	半田
【近畿】	三重県	(1)	鈴鹿
	計	(67)	

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

当社の従業員の状況

従業員数 (人)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
361(116)	3名減 (3名減)	42.6	12.8	4,936,986

事業区分	従業員
小売部門	274(77)
卸売部門	6(1)
家庭医薬品等販売事業計	280(78)
売水事業部門	38(29)
その他	2(2)
全社 (共通)	41(7)
合計	361(116)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	271,669千円
知多信用金庫	250,010
株式会社名古屋銀行	220,020
株式会社三井住友銀行	201,660
株式会社三十三銀行	160,012
株式会社大垣共立銀行	160,000
株式会社百五銀行	115,014
三井住友信託銀行株式会社	16,690

(9) 剰余金の配当等の決定方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、今期については、2021年12月10日に中間配当として1株当たり2.5円を実施しており、期末配当1株当たり2.5円と合計で1株当たり5円の利益配当を予定しております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,660,734株（自己株式814,118株を含む）
 (3) 当事業年度末の株主数 9,998名（前期末比96名増）
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社マサユキコーポレーション	1,445,100株	13.3%
山田正行	334,186	3.1
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	218,569	2.0
知多信用金庫	200,000	1.8
株式会社三菱UFJ銀行	200,000	1.8
山田正人	145,697	1.3
杉浦直幸	138,200	1.3
明治安田生命保険相互会社	128,247	1.2
中京医薬品従業員持株会（きずな会）	113,168	1.0
株式会社名古屋銀行	103,497	1.0

- (注) 1. 当社は自己株式814,118株を保有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。なお、自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式218,569株を含んでおりません。
 2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、従業員向け株式給付の信託先（218,569株）であります。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	7,908株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告14頁「3.(2)取締役および監査役の報酬額の総額」に記載しております。

(5) その他新株予約権等の状況

2021年1月8日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名称	株式会社中京医薬品第2回新株予約権
新株予約権の総数	9,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 900,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり300円
新株予約権の払込期日	2021年1月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額394円 本新株予約権の行使価額は、2021年1月26日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使期間	2021年1月26日から2023年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てます。

(注) 第2回新株予約権は、2021年7月28日をもってすべての行使が完了いたしました。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 正 行	
代表取締役社長	米 津 秀 二	事業統括本部長
取 締 役	飯 田 亨	コーポレート本部長兼システム部長
取 締 役	岩 崎 雷 凱	海外事業担当兼アクアマジック事業部部長
取 締 役	渡 邊 明	
取 締 役	今 枝 な ほ み	
常 勤 監 査 役	中 井 徹	
監 査 役	吉 田 和 永	ジーニアル総合法律事務所代表
監 査 役	杉 山 彰 洋	

- (注) 1. 取締役渡邊明氏および今枝なほみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉田和永氏および杉山彰洋氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役杉山彰洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、渡邊明氏、今枝なほみ氏および杉山彰洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役渡邊明氏、取締役今枝なほみ氏、監査役中井徹氏、監査役吉田和永氏および監査役杉山彰洋氏は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用が填補されます。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

7. 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数および取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点より、総合的に検討したうえで、取締役を指名しております。取締役・監査役のスキル一覧表「スキルマトリックス」は、次のとおりです。

取締役

氏名	●男性 ○女性	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(※)										
			会社経営 事業運営	商品 サービス 開発	営業 マーケティング 開発	経営企画 資本政策	財務会計 税務	海外事業 国際性	人材開発	IT デジタル	法務・リス クマネジメント	社会貢献 多様性	
山田正行	●		●			●							●
米津秀二	●		●	●	●	●			●	●			
飯田 亨	●		●			●	●				●	●	
岩崎雷凱	●		●	●	●				●				●
渡邊 明	●	●		●	●								
今枝なほみ	○	●						●		●			●

(※)上記一覧表は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査役

氏名	●男性 ○女性	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(※)										
			会社経営 事業運営	商品 サービス 開発	営業 マーケティング 開発	経営企画 資本政策	財務会計 税務	海外事業 国際性	人材開発	IT デジタル	法務・リス クマネジメント	社会貢献 多様性	
中井 徹	●					●	●						
吉田和永	●	●										●	
杉山彰洋	●	●						●					

(※)上記一覧表は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬等	業績連動報酬 等	非金銭報酬 等	
取締役 (うち社外 取締役)	105,307千円 (4,320)	102,840千円 (4,320)	—	2,467千円 (—)	6名 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	12,140 (4,640)	12,140 (4,640)	—	—	4 (2)
合計 (うち社外 役員)	117,447 (8,960)	114,980 (8,960)	—	2,467 (—)	10 (4)

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は、2名）です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第43期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 2013年6月21日開催の第35期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給について決議され、役員退職慰労引当金は、長期未払金へ振替えております。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「(3) 報酬等の内容の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、2021年6月25日開催の第43期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件を決議しております。さらに、2021年10月11日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置することを決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①報酬設定の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また役員の役割および職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし固定報酬および譲渡制限付株式の付与で構成します。

②固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて経営環境、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の適切な関与、助言を得て金額を決定するものとします。

③非金銭報酬等の内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆さまとの一層の価値共有を促進することを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで当社普通株式を交付します。譲渡制限付株式は、譲渡制限契約を締結したうえで、原則として毎年、当社と付与対象者との間で役位等に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任または退職する日までの期間とします。

④非金銭報酬等の額の取締役の個別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

支給割合は役位・職責・業績および目標達成度等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の適切な関与、助言を得て設定されます。

⑤報酬限度額について

基本報酬の限度額については、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）は、年額500百万円以内、監査役の報酬額は年額50百万円以内と定めています。また、第5号議案が承認された場合には、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の報酬限度額として年額50百万円以内と定めています。なお、役員退職慰労金制度は、2013年6月21日の第35期定時株主総会の日をもって廃止しました。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 渡邊 明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。商品企画やプロモーション関連を中心に質問・提言を行いました。指名・報酬諮問委員会の委員長として取締役会が諮問した事項について審議および答申を行いました。また営業部門を対象にしたマーケティング勉強会を開催する等、期待された役割を果たしております。
社外取締役 今枝なほみ	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。女性活躍の推進や新商品・サービスの女性消費者視点の意見等を中心に質問・提言を行いました。指名・報酬諮問委員会の委員として取締役会が諮問した事項について審議および答申を行う等、期待された役割を果たしております。
社外監査役 吉田和永	当事業年度に開催された取締役会14回および監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士の立場から、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、リスク管理、契約書のあり方等を中心にアドバイス・提言を行いました。また監査役会において、顧客営業権の購入等の契約内容について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 杉山彰洋	当事業年度に開催された取締役会14回および監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての経験から、財務、会計、内部統制等のアドバイス・提言を行いました。また、商品の製造計画や仕入価格等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
非監査業務に係る会計監査人の報酬等の額	—
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討し、会社法第399条等に基づき審議した結果、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 職務執行の基本方針

当社は、以下の企業理念および行動指針を取締役、監査役および使用人の職務執行に当たっての基本方針としております。

【企業理念】

当社は、永遠なる企業発展を追求し、且つ適正なる利益の確保とともに、株主、取引先、顧客、使用人、その他地域社会の住民の方々とともに繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献いたします。その実現のために、当社の経営理念である「健康づくり・幸福づくり・人づくり」をコンセプトに、より愛されより親しまれる企業を目指して、医薬品配置販売業を「ふれあい業」と位置づけ、独自の「トータルライフ・ケア」を推進し、心のこもったサービスで顧客の期待に沿うべく、誠心誠意をモットーに信頼される企業を目指して邁進しております。

また、社会からの要請や期待に応え信頼を得ることによって、持続的な発展を目指す企業となるため、CSR（社会的責任）を積極的に推進していきます。

【行動指針】

- ① 顧客満足度の向上を目指し、常に顧客第一をモットーに情熱をもって行動する。
 - ② 顧客の幸福と健康づくりを本分とし、感謝と奉仕の精神を忘れないで行動する。
 - ③ 地域、社会環境、地球環境と調和した企業活動を行う。
 - ④ 働きやすい環境をつくり、フォア・ザ・チームとチャレンジ精神によって互いを高め、より高い成果を作り上げる。
 - ⑤ 創造的な技術を駆使し、顧客が安心して使用できる商品づくりをする。
 - ⑥ 自己研鑽と人材の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
 - ⑦ 事業活動に関わる法令、社内規程および倫理綱領を守り、企業不祥事を防止し、真摯で且つ正直な行動をする。
 - ⑧ 組織内に属する全ての役職員は、当社の「(企業)理念マップ」による理念を良く理解し、事業活動の目的達成のため、その業務の有効性および効率性を高めることに努める。
 - ⑨ 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。
 - ⑩ 限られた経営資源を効率的かつ有効的に活用し、利潤を追求する。
- 付記：倫理綱領に「民事介入暴力・反社会的勢力との関係遮断」という項目を設け、「私たちは、民事介入暴力・反社会的勢力からの不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、警察および顧問弁護士と連携のもと毅然たる態度で対処します。」と謳っております。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス体制の構築)

- (1) 取締役会は、法令順守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。
- (2) 取締役および使用人は、行動指針に基づき、社会人として、企業人としてふさわしい倫理観、価値観をもって行動する。
- (3) 取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ、部門内での指導を徹底することを第一の責務と認識する。併せて、毎月1回の取締役会には、監査役が出席して、各取締役の業務執行状況、リスク管理状況、法令・社内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効性を確認する。
- (4) 社内コンプライアンス体制をさらに、有効・強固なものにするために、各部署の代表である委員（取締役、他）からなる組織『中京医薬品コンプライアンス委員会』の活動を活性化する。なお、必要に応じて、顧問弁護士も参加する組織とする。
- (5) コーポレート・ガバナンスをはじめコンプライアンスについての認識高揚のための研修を年1回以上開催し、取締役は言うに及ばず主任以上の役職者等も参加し、認識を一層深めることにしている。

- (6) 内部統制プロジェクトにより、内部統制全般に亘っての諸施策を推進する。
- (7) 当社は、取締役および使用人における企業倫理意識の向上、法令順守のため「倫理綱領」を定め、半期ごとに何が実行されたかを各担当部課長から社長へレポートを提出し、意識の高揚に努める。
- (8) 当社は、内部通報（ヘルプライン）体制を設け、取締役および使用人が、社内外においてコンプライアンス違反行為が行われ、または、行われようとしていることに気付いたときは、速やかに、本社人事総務部担当者（社内相談窓口）、または、顧問弁護士（社外窓口）に通報（匿名も可）することを定める。なお、通報内容は原則、情報提供者名削除の上（ただし、通報者の承認を得た場合、この限りにあらず）直ちに、社長に報告するものとする。会社は、通報者に対して「不利益な扱い」を一切行わないものとする。
- (9) 反社会的勢力とは如何なる面でも関係を一切持たないとの基本方針を取締役、執行役員および使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する。

（運用状況）

- i. 「倫理綱領」を制定し、全ての役職員が法令および定款に則って行動するように徹底させ、レポート提出による意識高揚を図っている。また、反社会的勢力との関係遮断も明記され周知徹底するとともに警察等の外部機関との協力体制を構築している。さらに、コンプライアンスについて年1回以上の研修を行い認識向上に努めている。
- ii. 内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または恐れのある場合は厳正な調査を行い、客観的に事実関係を見極め、適切な対処方法を選択するとともに、再発防止を図っている。
- iii. 「ヘルプライン規程」を制定し内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っている。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会、その他の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報等については、「文書管理規程」に基づき、記録・保存・管理を行うものとする。なお、取締役および監査役は、これらの文章（電磁的記録も含む）等を必要に応じて閲覧できるものとする。
- (2) 取締役会は、法令および証券取引所の「適時開示規則」により、情報の開示を定められた事項に関しては、速やかに開示を行うものとする。一方、「内部情報管理規程」に準拠して、未公表の内部情報の管理を厳密に行い、インサイダー情報に基づく自社株式の不正売買を防止する。

（運用状況）

- i. 取締役会議事録は「取締役会規則」にて、重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書または電磁的記録）は「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存および管理されている。

- ii. 「適時開示規則」に則り定められた情報の開示を速やかに行うとともに、「内部情報管理規程」を制定しインサイダー情報を厳密に管理し法令諸規則の順守を徹底している。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (2) 「リスク管理委員会」の下部組織に「リスクマネジメントチーム」を発足させ、各部署より提出された「過大（重要）リスク管理による予防対策・緊急時用対策」を検討し、特にリスクを発生させない環境づくり（予防対策）の推進を目的とする。なお、「リスクマネジメントチーム」にて検討した結果、重要事象については「リスク管理委員会」へ意見を具申し、判定・解決を得るものとする。また、チーム内2人1組の班体制によって、各部門より提出された「予防対策・緊急時用対策」を精査し、問題があれば各部門長に報告するとともに、リスク管理体制の組織的改善への取組みを促進する。
- (3) 不測（緊急）の事態が発生した場合には、「リスクマネジメントチーム」を経由せず、その事象に対する処理の意思決定を速やかに行うために設置された「中京医薬品コンプライアンス委員会」を開催し、適切且つ迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を取ることとする。なお、必要に応じて顧問弁護士に問題を具申し、意見を求め危機管理に当たることとする。
- (4) 各部署の業務に付随するリスク管理は、「リスクマネジメントチーム」の下部組織に設けられた「リスクマネージャー」が行うものとする。各部署における「リスクマネージャー」は、リスクの原因および防止の方法ならびに業務体制の改善方法について検討し、「リスクマネジメントチーム」への提言を行うものとする。また、「リスクマネージャー」は、リスク管理についての部内への周知徹底を行うものとする。

(運用状況)

「リスク管理規程」に従って、「リスクマネジメントチーム」が当社に関わるリスクの識別、分析を行い、「リスク管理委員会」がリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じたリスクへの対応を図っている。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率性確保のため「取締役会規則」、「職務権限規程」等の社内規程を順守する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の担当業務に関する職務執行状況等の審議を行う。
- (3) 一方、経営効率の向上および意思決定のスピードアップならびに現場の緻密な情報把握のため、取締役および執行役員ならびに監査役以外の者（主として、各部担当部長、課長）を取締役会に出席させ、その部署よりの付議案全般に亘っての意見および説明を求めることとする。
- (4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定、監督機能と業務執行機能との分離による迅速且つ効率的な経営を推進するとともに、取締役会審議の活性化・実質化を図る。

(5) 業務運営については、全社的な目標として2019年度を初年度とする中期計画を積極的に推進する。

(運用状況)

- i. 原則として月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っている。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規程」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っている。
- ii. 執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図っている。
- iii. 中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証の上、その対策を立案・実行している。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社等はありません。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および使用人から監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。

- ① 当社の業務・財務に重大な影響・損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 当社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨、直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定については、適宜、監査役に報告する。
- ④ 当社の業績および業績見込みの重要事項開示内容については、直ちに監査役に報告する。
- ⑤ 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況については、直ちに監査役に報告する。
- ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役および使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

(2) 監査役は、経営に対する監視機能の強化と重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は、取締役および使用人に説明を求めることとする。

(運用状況)

- i. 当社の取締役および業務執行を担当する執行役員は、監査役の出席する取締役会・常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っている。また、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を監査役が閲覧できる体制を構築している。
- ii. 当社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対し報告を行っている。
- iii. 内部統制監査の実施状況や重要事項の開示内容は直ちに監査役に報告している。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項
- (1) 監査役より補助使用人の要請があった場合には、取締役会で検討した上で配置する。
 - (2) 監査役の要請に基づいて補助使用人を配置する場合、補助使用人は当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。
- (運用状況)
- 「監査役会規則」にて監査役の補助使用人に関する独立性ならびに実効性を確保する事項を定めている。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (運用状況)
- i. 監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用についてあらかじめ予算を計上している。
 - ii. 緊急または臨時に拠出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還している。
 - iii. 監査役は監査費用の支出にあたってその効率性および適正性に留意している。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、法令・定款および当社の「監査役会規則」ならびに「監査役監査基準」に定める監査役の重要性を十分に認識した上で、監査役監査が有効に行われるための実効性を確保する。
 - (2) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため適宜、会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人と情報、意見交換等を行うなど緊密な連携を図るものとする。また、社長と定期的に意見交換を実施し、他の取締役に対しても随時、意見交換を行うものとする。
 - (3) 監査役は、当社の各部門長および現場使用人から個別ヒアリングを適時行うとともに的確な指示を行い、必要且つ重要な事案については取締役会にて意見を報告し、担当取締役および必要に応じて出席した使用人よりヒアリングを行うものとする。
 - (4) 取締役および使用人に対して、コンプライアンス確保のための教育、監査および指導を実施する。
- (運用状況)
- i. 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と適宜、情報・意見交換を行うとともに、取締役社長や他の取締役ならびに各部門長と個別に意見交換やヒアリングを行い監査の品質・効率を高めている。
 - ii. 各部門、営業所、ショップおよびプラントにおいて監査役往査に協力するとともに、内部監査部門も適宜、監査内容を報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について2016年5月13日開催の当社取締役会において決定し、2016年6月23日開催の第38期定時株主総会において決議しております。

① 基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆さまのご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆さまに対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆さまのために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客さまの健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客さまと共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客さまと常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客さまと直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客さまを「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのと

した心の通い合うお客さまとの信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

2. 企業価値の向上に資する取組み

当社が持続的な成長を目指していくためには、創意、熱意、誠意をもって三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、よい商品よいサービスの提供とお客さま視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げマーケティング活動による事業能力を高め、②お客さまに対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客さまとの多様な接点）の強化を一層進めていきます。また、「全社経営意識と経営指標」を重視して、市場・社会、法制度等の「変化対応力」を向上させ、強い企業体質を構築していきます。

アクアマジック事業部で展開している売水事業部門におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルを推進し、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互利用も視野に入れ、第2の収益の柱とすべく邁進していきます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は第41期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議しました。本プランの具体的内容は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<https://www.chukyoiyakuhin.biz>)に掲載されている2019年5月15日付け当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等を対象とします。

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、必要情報等を記載した買付説明書を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。大量買付者より必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は取締役会検討期間を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共

同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年とします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、本プランは、3年間のサンセット条項が付されているなど株主意思を重視するものであること、独立性のある社外者の判断を重視し情報開示により透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されていること、独立委員会は外部専門家等の助言を受けることができ判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないことから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,157,197	流動負債	2,019,000
現金及び預金	1,443,246	支払手形	110,349
受取手形	20,080	電子記録債権	123,324
電子記録債権	32,437	買掛金	146,501
売掛金	376,726	短期借入金	910,000
商品	571,137	1年内返済予定の長期借入金	183,346
委託商品	473,927	リース債務	15,587
製品	1,326	未払金	49,181
仕掛品	83	未払費用	201,064
貯蔵品	43,744	未払法人税等	60,302
その他	200,340	未払消費税等	19,818
貸倒引当金	△5,853	賞与引当金	132,920
固定資産	2,182,088	その他	66,604
有形固定資産	1,695,764	固定負債	701,698
建物及び附属設備	457,920	長期借入金	301,729
構築物	10,017	リース債務	33,416
土地	1,198,806	退職給付引当金	151,714
リース資産	11,265	株式給付引当金	32,269
その他	17,754	長期未払金	178,120
無形固定資産	81,246	資産除去債務	2,488
ソフトウェア	1,994	長期預り保証金	1,960
リース資産	38,065	負債合計	2,720,698
電話加入権	6,606	(純資産の部)	
のれん	33,362	株主資本	2,612,164
その他	946	資本金	681,012
投資その他の資産	405,076	資本剰余金	529,060
投資有価証券	33,795	資本準備金	424,177
保険積立金	143,254	その他資本剰余金	104,882
差入保証金	75,634	利益剰余金	1,708,015
前払年金費用	103,622	利益準備金	64,585
繰延税金資産	46,235	その他利益剰余金	1,643,430
その他	7,143	圧縮記帳積立金	56,913
貸倒引当金	△4,609	別途積立金	727,610
資産合計	5,339,285	繰越利益剰余金	858,906
		自己株式	△305,923
		評価・換算差額等	6,422
		その他有価証券評価差額金	6,422
		純資産合計	2,618,587
		負債・純資産合計	5,339,285

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

科 目	金 額	
		千円
売 上 高		5,356,255
売 上 原 価		1,695,899
売 上 総 利 益		3,660,356
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,596,042
営 業 利 益		64,313
営 業 外 収 益		24,960
営 業 外 費 用		5,258
経 常 利 益		84,015
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	11,516	11,516
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,047	1,047
税 引 前 当 期 純 利 益		94,485
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68,311	
法 人 税 等 調 整 額	△7,044	61,266
当 期 純 利 益		33,218

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金						
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	681,012	424,177	98,394	522,571	64,585	56,913	727,610	855,246	1,704,355	△466,218	2,441,721	
会計方針の変更による累積的影響額								44,178	44,178		44,178	
会計方針の変更を反映した当会計年度 期 首 残 高	681,012	424,177	98,394	522,571	64,585	56,913	727,610	899,424	1,748,533	△466,218	2,485,899	
当 期 変 動 額												
剰余金の配当								△73,736	△73,736		△73,736	
当 期 純 利 益								33,218	33,218		33,218	
自己株式の取得										△20	△20	
自己株式の処分			6,488	6,488						160,315	166,803	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	6,488	6,488	—	—	—	△40,518	△40,518	160,294	126,265	
当 期 末 残 高	681,012	424,177	104,882	529,060	64,585	56,913	727,610	858,906	1,708,015	△305,923	2,612,164	

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	3,708	3,708	1,436	2,446,866
会計方針の変更による累積的影響額				44,178
会計方針の変更を反映した当会計年度 期 首 残 高	3,708	3,708	1,436	2,491,044
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△73,736
当 期 純 利 益				33,218
自己株式の取得				△20
自己株式の処分				166,803
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,713	2,713	△1,436	1,277
当期変動額合計	2,713	2,713	△1,436	127,542
当 期 末 残 高	6,422	6,422	—	2,618,587

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・ 商品、委託商品 月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 製品、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法、なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務費用については5年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末に係る要給付額を見積り計上しております。なお、要給付額はポイント付与総数に信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じて算定しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

小売部門では医薬品等の配置販売を行っており、期末日までの顧客の消費を合理的に見積り、収益を計上しております。

卸売部門及び売水事業部門においては、商品を顧客に供給することを履行義務としており、出荷時から商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、商品の出荷時点において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、配置販売における委託商品につきましては、従来は配置先における消費を営業員が確認した時点で収益を認識しておりましたが、期末日までの配置先における消費を合理的に見積り、収益を認識する方法に変更しております。また、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品については、返品されると見込まれる商品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の期首において、利益剰余金が44,178千円増加しております。また、当事業年度の売上高が19,106千円減少、売上原価が5,181千円減少した結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が13,925千円それぞれ減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度より契約資産を流動資産の「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	
有形固定資産	1,695,764千円
減損損失	一千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスになっている等により減損の兆候があると認められる場合には、資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、当社の事業計画における事業所別の部門損益及び過去の実績等を加味し、また、不動産価額については外部の専門家から取得した不動産鑑定評価書に基づいております。これらの見積りは、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の回収可能価額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

(従業員向け株式給付信託)

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度62,475千円、221,546株、当事業年度61,636千円、218,569株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関して、当社は現時点では、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、平常時と同水準の稼働率を維持しております。本感染症は、2022年3月期中に概ね収束し、収束後に経済も徐々に回復していくと仮定しておりました。しかし、当事業年度の末日現在において社会・経済活動が回復するまでに至っていないため、先行きの正確な見通しは困難ではあるものの、2023年3月期中に概ね収束し、収束後に経済も徐々に回復していくと仮定しております。このような仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損などの会計上の見積りを行っておりますが、本感染症の当社の会計上の見積りに与える影響は軽微であります。ただし、事業を展開している地域や営業所において感染者が発生し営業継続に支障をきたした場合、また、取引先において感染症の影響に伴い人的・物的・財務的要因により弊害が生じ、安定的な商品供給や仕入価格に変動が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	265,904千円
土地	844,232
計	1,110,137

上記の物件は、1年内返済予定の長期借入金126,672千円および長期借入金206,687千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,032,113千円

6. 損益計算書に関する注記

当事業年度において期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

42千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	11,660,734	—	—	11,660,734

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	1,570,110	69	537,492	1,032,687

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加69株は、単元未満株式の買取による増加69株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少537,492株は第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の行使による減少478,800株、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少7,908株、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却による減少47,800株、従業員向け株式給付信託口から従業員へ売却による減少2,977株、単元未満株式の売却による減少7株であります。

普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式(当事業年度期首47,800株、当事業年度末一株)と従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式(当事業年度期首221,546株、当事業年度末218,569株)が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会(注)	普通株式	46,619	4.5	2021年 3月31日	2021年 6月28日
2021年11月12日 取締役会(注)	普通株式	27,116	2.5	2021年 9月30日	2021年 12月10日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金1,212千円(従業員持株会信託口215千円、従業員向け株式給付信託口996千円)(2021年3月31日基準日)および株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金548千円(従業員向け株式給付信託口548千円)(2021年9月30日基準日)を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会(注)	普通株式	27,116	利益剰余金	2.5	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金546千円(従業員向け株式給付信託口546千円)を含んでおります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	5,360千円
賞与引当金	40,620
返金負債	4,056
退職給付引当金	14,696
株式給付引当金	9,861
長期未払金	54,433
貸倒引当金	3,197
減損損失	14,359
商品評価減	111
その他	17,641
評価性引当額	△90,675
繰延税金資産合計	73,664千円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	25,047千円
その他有価証券評価差額金	2,380
繰延税金負債合計	27,428千円

繰延税金資産の純額 46,235千円

9. リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	29,269千円
1年超	36,705千円
合計	65,974千円

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である財務部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資資金、長期運転資金および「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口に係る資金調達です。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されております。流動性リスクについては、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形	20,080	20,080	—
(2) 電子記録債権	32,437	32,437	—
(3) 売掛金	376,726	376,726	—
(4) 投資有価証券 (※2)	31,295	31,295	—
資産計	460,540	460,540	—
(5) 支払手形	110,349	110,349	—
(6) 電子記録債務	123,324	123,324	—
(7) 買掛金	146,501	146,501	—
(8) 短期借入金	910,000	910,000	—
(9) 長期借入金 (※3)	485,075	459,308	△25,766
負債計	1,775,251	1,749,484	△25,766

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額2,500千円）は、「(4) 投資有価証券」には含まれておりません。

(※3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	25,183	—	—	25,183
その他	6,111	—	—	6,111

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (※)	—	459,308	—	459,308

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1.1. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

1.2. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門	その他	合計
	小売部門	卸売部門			
顧客との契約から生じる収益	3,963,360	722,833	667,149	2,910	5,356,255

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 246円38銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 3円16銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株会信託口及び従業員向け株式給付信託口が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 218,569株 期中平均の当該自己株式の数 237,101株

15. 重要な後発事象に関する注記

(事業譲受)

当社は、2022年4月11日開催の取締役会において、静岡田村薬品株式会社の一部地域の保有する顧客を譲り受けることを決議し、2022年4月27日に事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 事業譲受の目的

当社は「中期経営計画」の重要取り組み方針の一つとして、「顧客の拡充・新規営業所の開設」を掲げ、既存事業と親和性の高い周辺地域の強化、販売地域の拡大を図っております。

当社ヘルス・ケア事業の事業規模拡大、付加価値向上に寄与するものと判断したことから本事業を譲り受けることを決議いたしました。

② 相手先企業の名称及び事業内容

相手先の名称 静岡田村薬品株式会社

事業の内容 一般家庭向け配置薬

③ 企業結合日

2022年6月1日(予定)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点で算定中であります。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点で算定中であります。

(5) 企業結合により受け入れた資産の額並びにその主な内訳

現時点で算定中であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社中京医薬品
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 門 亮 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京医薬品の2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況については報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社中京医薬品 監査役会

常勤監査役	中井	徹
社外監査役	吉田	和永
社外監査役	杉山	彰洋

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して内部留保に意を用い、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の普通株式1株につき普通配当を金2円50銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、27,116,540円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p><u>第17条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1条（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <p><u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2013年6月21日開催の第35期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2019年5月15日開催の取締役会及び2019年6月26日開催の第41期事業年度に係る当社定時株主総会の決議より継続しておりますが（以下、「現行プラン」といいます。）その有効期限は、2022年6月開催予定の第44期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、現行プラン継続の決定後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2022年5月13日開催の当社取締役会において社外取締役2名を含む取締役6名全員が出席し、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現行プランの一部修正を行ったプランを、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しました。

今回、議案として本定時株主総会にお諮りする本プランは、現行プランの基本的考え方を維持しており、一部語句の修正・文言の整理等を行っていますが、基本的なスキームについて変更はございません。また、議案としてお諮りするのには、本プランが株主の皆さまのご意思に基づくことを明らかにするためであります。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上のため、不適切な支配防止のための取組みとして、本プランが必要であると考えており、本プラン導入をお願いするものであります。

なお、本定時株主総会に本プランの導入議案を付議することを決定した当社取締役会において、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、全ての監査役から、本プランの具体的運用が適正に行われていることを前提として、本プランへの継続に賛同する旨の意見を述べております。

当社は本日現在、当社に対し特定の第三者から大量買付行為（Ⅲ 2. (2)において定義されます。以下同じとします。）が行われ、または行われるおそれがあるという事情は認識しておらず、当社による本プランの継続は、いわゆる平時における買収防衛策の継続であります。

<現行プランを継続する理由>

わが国経済は、いまだに収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続きました。国内外ともに、段階的な社会経済活動の再開に伴って、徐々に回復の兆しがみられるものの、感染の再拡大に伴う経済の停滞リスクが潜在し、今後も経済への影響を注視する必要があります。また、このような環境下においては企業の業態による業績の二極化が進んでおり、今後も不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の中で当社は、「ふれあい業」の進化を重要施策とし、マーケティング活動による事業能力を高め、高品質な競争力のある商品開発に努め、フ

ロントライン（お客さまとの多様な接点）の強化に進めてまいりました。また、営業エリア、新規顧客の拡大、経営効率を高めるためのコスト削減、IT・設備投資等、更なる利益成長と企業価値の向上に向けて一層強固な事業構築に努めてまいりました。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社の強みを損ない、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

金融商品取引法では、一定の大量買付行為に対し公開買付を義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の敵対的な大量買付行為が行われる場合には対象企業からの質問に対し買付者は理由を明らかにした上で回答を拒否できること、公開買付期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆さまに必要な情報と検討期間が確保されないリスクがあると考えられます。

当社の現行プランの目的は、大量買付者やその提案内容などについて株主の皆さまの検討に必要な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為に対する対抗措置を準備しておくことにあることから、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件として、3年間を有効期間として継続するものであります。

本プランの具体的な内容については、以下に記載のとおりです。

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆さまのご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。当社が構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させていくためには、II 1. 記載の企業価値の源泉を維持し、向上させることが必要不可欠です。したがって、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に維持・向上させられないのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えます。また、大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

上記の観点から、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた場合には、株主の皆さまが当該大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要かつ

十分な情報および検討期間が与えられた上で、判断を行うことができる体制を確保することが必要であると考えております。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者（Ⅲ 2. (1) イにおいて定義されます。以下同じとします。）に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆さまに対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆さまのために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客さまの健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客さまと共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客さまと常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客さまと直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にしてまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客さまを「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客さまとの信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける〈CHUKYO SPIRIT〉を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

2. 企業価値の向上に資する取組み

わが国経済は、雇用調整や所得環境の改善を背景に、景気は穏やかな回復基調が続いているものの、東欧における軍事侵攻や中東地域の地政学リスク、米中の確執など、世界経済の不確実性の高まりに加え、いまだ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。当社を取り巻く事業環境においては、健康志向の高まりや高齢化の進行により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどの企業による積極的な市場参入がなされ、特に健康食品、化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業をはじめ、メーカー、流通系企業等が地域戦略とマーケティングのスキル、商品、サービス価値の向上によって市場競争が激化し

ています。また、お客さまにおいても情報の高度化、スピード化の中で健康意識の高揚から、安全、安心意識の定着はもとより、商品、サービスに対する知識、要求も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。更に市場・社会環境は将来にわたる少子高齢化、若年層労働力の不足、女性とアクティブシニアの社会進出の推進、後期高齢者の増加など確実に社会変化が進んでいます。また、国の対策も女性やシニア労働力の積極的推進、消費者保護強化、所得格差の是正、社会保障や国の財源確保など各種法改正が実施されていきます。

このような事業環境の中、当社が持続的な成長を目指していくためには、創意、熱意、誠意をもって三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、よい商品よいサービスの提供とお客さま視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げマーケティング活動による事業能力を高め、②お客さまに対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客さまとの多様な接点）の強化を一層進めていきます。また、「全社経営意識と経営指標」を重視して、市場・社会、法制度等の「変化対応力」を向上させ、強い企業体質を構築していきます。

家庭医薬品等販売事業小売部門（ヘルス・ケア事業）におきましては、新規事業「ふれあいでんき」として電力媒介事業も開始し、保険事業と共に安定した収益が得られるように取り組みました。新型コロナウイルス感染拡大において市場で品薄となったマスクや消毒液などの衛生関連商品等をタイムリーに提供することで、多くのお客さまに安心して生活していただきました。さらに、非接触型アルコール用ディスペンサーなども販売し好評をいただきました。その結果、当社ならではの「ふれあい業」の強みを活かし、昨今の健康意識の高まりや感染しにくい身体づくりなど、お客さまに合った商品やサービス等の提案に努めました。

家庭医薬品等販売事業卸売部門（ライフ・ケア事業）におきましては、従来のエアーマスク等の除菌消臭関連商品の販売と共に、新たに「アルコールスプレー」や夏季用の「クールフィットマスク」、3D高機能マスク「Quick Shield KF94高機能マスク」など新しい商品を一般市場へ投入することが出来ました。さらに飲料等においてもOEMの開発も含め販路拡大に努めました。

売水事業部門（アクアマジック事業）におきましては、新型コロナウイルス感染拡大において飲食店等の時短営業や企業のテレワーク導入により、ミネラルウォーターの利用が減少する一方で、在宅勤務や巣ごもりによる一般家庭顧客の需要が増加し、新規顧客獲得にも繋がりました。またミネラルウォーターは自然災害時等の備蓄水として活用するローリング・ストック（循環備蓄）や年々厳しくなる熱中症対策としての販売プロモーション強化にも努めました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策商品としていち早く抗原・中和抗体検査キットや除菌用アルコールの製造、販売を強化し、既存顧客だけではなく自治体や医療機関など販路拡大となりました。

IT関連におきましては、システム投資により業務効率や勤務形態の改善を図ると共に、営業サポートや教育、コミュニケーションツール等を強化し生産性向上に努めました。さらに、現状の環境下の中でリモートワークやWeb会議などの環境整備や運用、サイバーセキュリティ対策の強化についても取り組みました。

資本政策におきましては、自己株式による第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行ならびに第2回新株予約権の発行による資金調達を行い、今後の設備投資や成長戦略投資の用途として準備いたしました。また自己資本を充実させ企業成長投資を行ってまいります。

ESG・SDGsにおきましては、その一環として「健康経営」にも取り組み、評価

としては2022年3月9日に3年連続「健康経営優良法人2022（大規模法人）」の認定をいただきました。さらに、スポーツ庁が認定する「スポーツエールカンパニー2022」にも2年連続認定され、同庁主催の「Sport in Lifeコンソーシアム」にも加盟しました。また、国際社会貢献活動（きずなASSIST）を1994年から継続して取り組んでおり、アジア保健研修所（AHI）や日本国際飢餓対策機構を始め各財団法人や非営利活動法人と共に社会貢献活動を行っております。地域社会においても、小・中学校へ高機能マスクの寄贈や各自治体との間で大規模災害にはアクアマジックミネラルウォーターの供給を行う協定を結んでおります。

ガバナンスにおきましては、2022年4月より東京証券取引所の新市場区分の再編（当社は「スタンダード市場」を選択）に伴い、コーポレートガバナンス・コードへの対応も見据えたガバナンス強化を図りました。社外取締役の複数選任や多様性（女性、国際性）への対応、指名・報酬諮問委員会の設置、役員の選任基準や社外役員の独立性基準、スキルマトリックスなどを定め開示しました。

このような状況下、成長戦略をさらに推し進め、基盤事業の選択と集中による収益性の向上に努めることで、計画目標の達成に向けて邁進いたします。2022年5月13日に公表した新中期経営計画では、全社的な基本戦略として以下を掲げています。

1. 長期ビジョン

より愛され、より親しまれる企業を目指して

2. 経営の基本方針

- ・お客さまに喜ばれる商品や情報・サービスを提供して社会に貢献する企業
- ・働く人が幸せな企業
- ・高収益の企業

3. 経営戦略

「トータルライフ・ケア」

お客さまの健康と豊かな生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的に推進していきます。

4. 人財育成計画

お客さまとの「ふれあい」を深め、きめ細かな接客が顧客満足や顧客評価につながる社員を育成します。さらに積極的な採用と教育制度や組織環境の構築を行っていきます。

5. 健康経営

お客さまの健康づくりはもとより、従業員の健康づくりにも着目し、より良い企業、より良い職場環境を作っていきます。

6. 社会的責務・使命の取組み強化

「きずなASSIST：世界の子供たちに健康と教育を」をさらに推進し、地域・社会にも積極的に貢献していきます。

7. 重要施策

<家庭医薬品等販売事業小売部門（ヘルス・ケア事業）>

- ・顧客の拡充
- ・新規営業所の開設
- ・配置薬等の委託販売強化
- ・社会環境に合わせた商品開発
- ・超高齢社会やフレイル（虚弱、老衰）対策に対応した商品開発
- ・電力媒介事業および保険事業の推進

<家庭医薬品等販売事業卸売部門（ライフ・ケア事業）>

- ・主力商品・定番商品の開発
- ・衛生関連商品や飲食・飲料商品等の導入店舗数と新規開拓
- ・OEMの推進
- ・年間定番商品や季節商品の安定供給と強化
- ・ネット通販事業の商品開発とプロモーション・販売促進

<売水事業部門（アクアマジック事業）>

- ・顧客の拡充
- ・定期配送サービスの利用拡大
- ・新たなビジネスパートナー（代理店・取次店）の開拓と既存店の営業支援
- ・顧客が利用しやすくするためのWeb・アプリ等の媒体推進
- ・新型サーバー等によるバリエーションの拡充
- ・水関連商材の開発と販売
- ・コロナウイルス対策関連商品の販売強化
- ・OEM製造受注の拡充
- ・プラント（製造工場）の生産効率の向上

<次なる成長に向けた投資>

- ・ヘルス・ケア事業の顧客増加と営業エリアの拡大
- ・「レンタルサーバー」の自然ろ過器による顧客拡大
- ・アクアマジック事業の新規顧客開拓
- ・除菌用アルコールジェル等の製造設備
- ・本社物流倉庫およびアクアマジック事業物流倉庫の建替
- ・本社屋および半田ウォーターショップの建替
- ・感染予防機器「手指消毒用自動アルコールディスペンサー」等による顧客拡大

<ESG・SDGs>

- ・事業活動を通して健康と環境に優しく持続可能な未来への貢献
- ・健康経営による健康づくりの推進と福利厚生制度の向上
- ・働きがいのある職場環境と差別や不正の無い企業風土を構築
- ・地域・国際社会への具体的な支援と交流による社会貢献活動

3. 株主還元方針

当社では、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主の皆さまへの利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

4. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、変化する経営環境に迅速に対応し、経営効率の向上を図り、経営の透明性および健全性ならびに信頼性を強化することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。当社事業を通じて株主の皆さまをはじめとしたお客さま、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーに貢献することが企業価値を高めることであると認識しております。また、社会の変化に適応、貢献すべくESGやSDGs、健康経営、社会貢献活動に取り組んでおります。

(2) 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、経営管理・推進組織として、「取締役会」、「監査役会」、「常務会」、「各事業部会議」、「各種委員会」、「各種プロジェクト」を設置しており、それぞれの決定や協議に基づき業務執行を行う体制を取っております。

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社を取り巻く事業環境に適切に対応し、継続的に企業価値を向上していくために、迅速な意思決定を行うことが重要と考えており、当社の企業規模や事業計画等を勘案して機動的な意思決定を行える現在の体制を採用しております。また、社外監査役を含む監査役及び監査役会による客観的で中立的な経営監督機能を備えることで、経営の透明性および公正性を確保しております。

Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆さまに対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆さまのために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

また、当社は公開会社であることから、株主の皆さまの自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、またかかる株式の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株式の流動性が増す可能性があること等に鑑みると、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する株式の大量買付行為がなされる可能性も否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、以下の本プランを導入することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

イ. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、（i）事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ii）当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（iii）株主の皆さまに対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会検討期間（Ⅲ 2. (4)において定義されます。）が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則（その概要については別紙1参照）に従い、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、上記①および②について、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社は、この勧告の内容を公表するものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、重要な判断に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

なお、本プランの導入当初の独立委員会は、[当社の社外取締役1名、社外監査役1名および社外の有識者1名]により構成される予定であり、その委員は、別紙2とおおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項については別紙1参照）。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為もしくは該当する可能性がある行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等¹に関する特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得³

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

³ 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

- ②当社が発行者である株券等⁴に関する特定の株主の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者⁸に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

(3) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下②において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。以下本プランにおいて同じとします。

⁷ 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下本プランにおいて同じとします。

⁹ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

¹⁰ 当該行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の概要（大量買付者およびそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大量買付行為の目的、方法および内容（当社株券等の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ③大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無および意思連絡がある場合にはその内容
- ④当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）
- ⑤取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥大量買付者による当社株券等の過去の取得に関する情報
- ⑦当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの処遇方針
- ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、買付説明書の書式（本必要情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。そして、当社は、大量買付行為の提案があった事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、本必要情報の提供が完了したと判断した場合、直ちにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による検討手続

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後のみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない等、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社は、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。また、当社取締役会は、株主の皆さまのご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(5) 独立委員会による検討

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。また、独立委員会は、株主の皆さまのご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業機密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆さまに対し、速やかに情報開示を行います。

(6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会検討期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断したときは、独立委員会は、対抗措置の発動を勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

① 次のa. からd. までに掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合

- a. 当社株式を買い占め、その当社株式について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- b. 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- c. 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- d. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合

③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合

④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合

⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係性を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑥ その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(7) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置の発動または不発動の決議がなされた場合には、取締役会検討期間は、取締役会検討期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

(8) 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合、③その他当該独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置の発動を中止または変更することができるとします。ただし、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(9) 対抗措置としての新株予約権の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。当該新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです。

イ. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

ハ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割り当てを行うことがある。

ニ. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

ホ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

ヘ. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

①大量買付者および大量買付者のグループに属する者。

②外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記チ. に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。

なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）。

③大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。

ト. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

チ. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

a. 大量買付者および大量買付者のグループに属する者。

b. 取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。

- ③前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項b.に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ④①項ないし③項に定めるほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

3. 本プランの有効期間等

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年とします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランの趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得て、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を毀損するものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ. 買収防衛策に係る指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足するとともに、株式会社東京証券取引所（スタンダード市場）の定める「企業行動規範に関する規則」第11条に準拠しております。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランの導入は株主総会の承認を条件としており、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されております。また、Ⅲ 3. 記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意思が反映されることとなっております。

ハ. 独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動および変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、Ⅲ 2. (6)に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ. 外部専門家等の意見の取得

Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

へ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

Ⅲ 3. に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V 株主・投資家等の皆さまに与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主・投資家の皆さまに与える影響等

本プラン導入時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家の皆さまの権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆さまに与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議に基づき、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（本プランに違反した大量買付者および当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆さまには、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆さまに新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づきお知らせ致します。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、独立委員会の勧告を受けて、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役または (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者（(i) および (ii) についてはその補欠者を含む。）の中から、当社取締役会が選任する。(iii) 社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本取締役会決議から3年とする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 対抗措置の発動または不発動（対抗措置の発動の可否についての株主総会への付議の実施を含む）
 - ② 対抗措置の変更または停止
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
 - ② 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ 取締役会検討期間の延長の決定
 - ⑥ 本プランの修正または変更の承認
 - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

- ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会で行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
 - ・独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
 - ・独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合のほか、定期的に委員会を開催し、当社の経営状況について、当社取締役その他独立委員会が必要と認める者から報告を受けるものとする。

以 上

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン継続の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

吉田 和永 氏

生年月日： 1975年9月26日

現職： 当社社外監査役

ジーニアル総合法律事務所代表

職歴： 2006年10月 住田正夫法律事務所入所

2008年6月 当社社外監査役（現任）

2018年1月 ジーニアル総合法律事務所代表（現任）

現在に至る

なお、吉田 和永 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

松田 和久 氏

生年月日： 1958年11月2日

現職： マツダ税理士総合事務所所長税理士（登録番号085435）

名古屋商科大学大学院会計ファイナンス研究科税法学教授

職歴： 1997年8月 名古屋国税局査察部 国税査察官退官

1997年9月 税理士登録

マツダ税理士総合事務所所長税理士（現任）

現在に至る

なお、松田 和久 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

渡邊 明 氏

生年月日： 1946年1月14日

現職： 当社社外取締役

三重大学名誉教授

埼玉大学名誉教授

職歴： 1993年4月 埼玉大学経済学部教授

1998年4月 三重大学人文学部教授

2009年5月 三重大学名誉教授（現任）

2011年4月 埼玉大学名誉教授（現任）

2016年6月 当社社外取締役（現任）

現在に至る

なお、渡邊 明 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人 東海会計社を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、適切性および品質管理体制を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

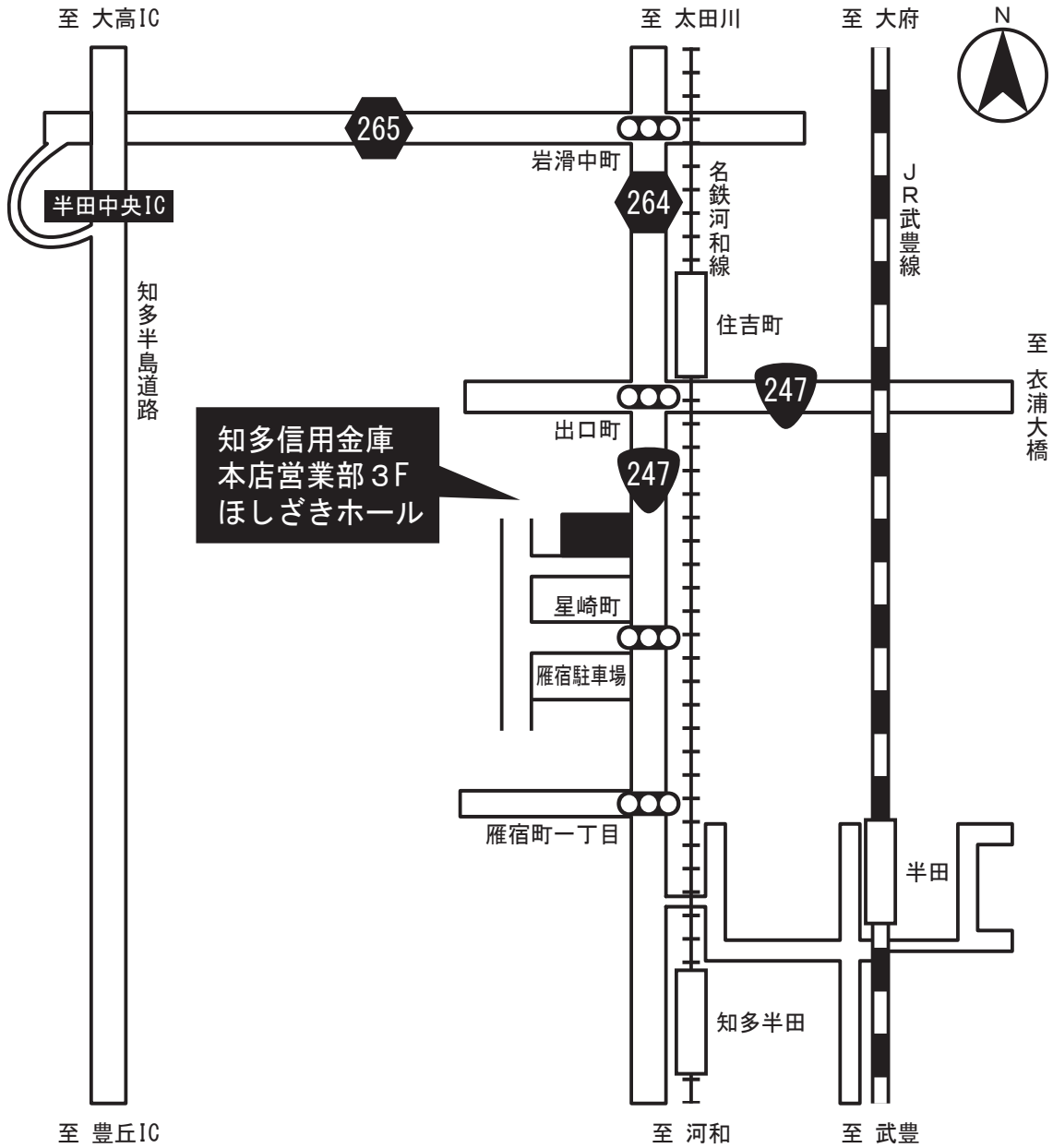
(2022年3月31日現在)

名 称	監査法人 東海会計社	
事 務 所	(主たる事務所) 名古屋本部 愛知県名古屋市中区金山一丁目12番14号 金山総合ビル5階 (その他の事務所) 東京事務所 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル12階	
沿 革	1991年7月 愛知県名古屋市に監査法人 東海会計社を設立 1994年8月 創和監査法人と合併 現在に至る	
概 要	出資金	34百万円
	構成人員 社員 (公認会計士)	17名
	職員 (公認会計士)	96名
	(その他の職員)	2名
	合 計	115名
	関与会社	129社

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県半田市星崎町三丁目39番地の10
 知多信用金庫本店営業部 3F ほしざきホール



- 交通機関**
- ・公共交通機関をご利用の場合
 - 名鉄河和線知多半田駅下車西口から北へ徒歩5分
 - J R武豊線半田駅下車西へ徒歩15分
 - ・お車をご利用の場合
 - 知多半島道路半田中央 I C から約 3 km
 - ほしざきホール南側の「雁宿駐車場」（収容263台）をご利用ください。
 - 駐車料金は各自ご負担ください。
 - 知多信用金庫本店営業部駐車場の利用はご遠慮ください。

